

年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて

平成 23 年 4 月 5 日

日本年金機構

1. 年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せ事業の進捗状況（平成23年2月末段階）

○審査結果

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
審査開始件数	621,297人	2,003,374人	2,069,250人	4,693,921人
審査終了件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	82,666人 (177,296人)	323,757人 (785,486人)	635,898人 (1,043,957人)	1,042,321人 (2,006,739人)
一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	82,619人 (176,909人)	322,642人 (780,345人)	634,252人 (1,028,336人)	1,039,513人 (1,985,590人)
不一致件数 (括弧内は受託事業者終了までの件数。)	47人 (387人)	1,115人 (5,141人)	1,646人 (15,621人)	2,808人 (21,149人)
職員確認済み件数のうちコンピュータ記録との不一致件数	35人	1,084人	1,542人	2,661人
職員確認済み件数のうち新規記録判明件数	12人	31人	104人	147人

○年金回復見込額

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
年金回復見込額累計(年額)	7.6 万円	580.4 万円	1,805.7 万円	2,393.7 万円
年金回復見込額が増額となる受給者等の人数	16人	435人	804人	1,255人
増額となった者1人当たり平均(年額)	4.7 千円	13 千円	22 千円	19 千円

○ご本人への通知発送状況

	65歳未満	65歳以上75歳未満	75歳以上	合計
記録訂正に係る通知発送件数	33件	412件	712件	1,157件
うち、ご本人からの回答件数	11件	121件	106件	238件
記録判明に係る通知発送件数	9件	16件	88件	113件
うち、ご本人からの回答件数	3件	6件	45件	54件

注1) 突合せ作業は、年齢の高い受給者の方から順次、お一人お一人に紐付いた紙台帳等の突合せを行っており、進捗状況は人数ベースで把握している。

注2) 審査結果の人数については、複数の年金を受給されている方等について、一部重複して計上されている。

注3) 審査対象者の年齢は、平成22年10月1日時点での年齢である。

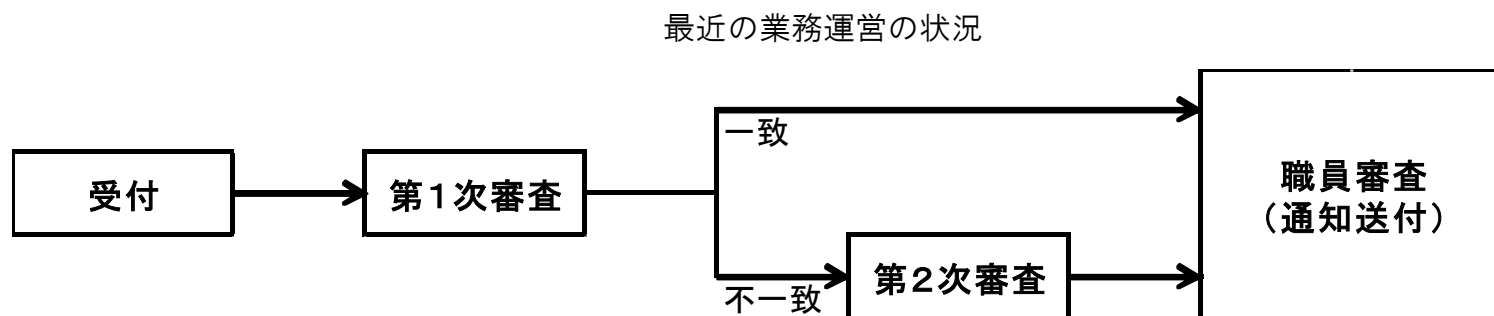
注4) 不一致の案件はご本人に通知し確認をお願いした上で記録補正の要否を判断することから、最終的な結果ではないことに留意が必要である。

(参考1)

進捗の推移

	平成22年12月末	平成23年2月末
審査開始件数	1,692,954 人	4,693,921 人
審査終了件数	129,186 人	1,042,321 人
(括弧内は受託事業者終了までの件数。)	(239,463 人)	(2,006,739 人)
一致件数	128,594 人	1,039,513 人
(括弧内は受託事業者終了までの件数。)	(238,054 人)	(1,985,590 人)
不一致件数	592 人	2,808 人
(括弧内は受託事業者終了までの件数。)	(1,409 人)	(21,149 人)

(参考2)



(1) 受付

- 順調に進んでいる。

(2) 第1次審査

[受託事業者段階]

- 立ち上げ当初、受託事業者の管理スタッフによる第1次審査の確認段階において滞留が生じたが、作業スタッフの審査能力の向上や管理スタッフの確認体制の強化を行った結果、滞留解消が進み、現段階では概ね順調に進んでいる。本年2月からスタートした国民年金記録の審査についても、これまでのところ、比較的順調に進んでいる。

[機構職員段階]

- 本年2月後半から第1次審査終了後の納品が急増し、機構職員による確認作業に滞留が生じている。

<対策>

第1次審査に従事する受託事業者のスタッフの審査能力が向上してきたことを踏まえ、機構職員による確認作業を、これまでの全件検査から抜取検査（当初、想定していた検査方法）へ移行を進めている。

（３）第２次審査

- 第１次審査の作業進捗が改善する中で、第１次審査で不一致とされた案件が急増しているが、受託事業者の処理体制が追いついていないため、滞留が生じている。
- 加えて、３月１１日の東日本大震災の影響により、３拠点が閉鎖（※）、他の拠点も計画停電等により作業が停滞したことにより、３月に入って改善しつつあった状況が足踏み状態となっている。
- ※ 仙台第１拠点が４月１日、仙台第２拠点が３月２８日、水戸拠点が４月４日に再開したところ。

<対策>

受託事業者の要員配置を見直し、第１次審査から第２次審査へのシフトを進めている。

（４）通知作成・発送

- ①第２次審査段階の滞留等の影響で、通知を要する案件の納品が低調であったこと、②機構職員が、急増する第１次審査の納品チェックに追われたため、通知作成を含めた最終審査に注力できなかったことから、通知送付件数が低調となっている。

<対策>

受託事業者において、第２次審査の処理体制を強化するとともに、第１次審査結果の機構職員による確認作業の見直し（抜取検査への移行等）により、通知作成を含めた最終審査に従事する要員を増やすこととしている。

2. 国年サンプル調査における課題 ー払出簿を活用した記録補正の要否の確認についてー

(1) 問題の所在

- 市区町村において作成された国民年金被保険者名簿（市町村名簿）とコンピュータ記録の突合せにおいて、特殊台帳において特例納付の記録が確認されていないにもかかわらず、国民年金の新規加入の時期に不一致が発生しているケースが確認されている。

この場合において、国民年金の払出簿を確認することにより、コンピュータ記録を市町村名簿に合わせて補正するかどうかを判断することとしてはどうか。

※ 国民年金の払出簿を確認することにより、新規加入を行った日（払出日）が確認できる。

※ 国民年金の制度上、加入開始日は遡ることが可能であるが、保険料の納付については、原則として払出日から遡って過去2年間のみ可能であり、市町村ではなく、旧社会保険庁において取り扱っていた。

(2) 対応案

- 国民年金払出簿により払出日を確認し、払出日のある年度の前年度以前の納付記録について市町村名簿とコンピュータ記録に不一致があった場合には、以下の①、②にともに該当する場合を除き、市町村名簿の記録に合わせて補正することは不要としてはどうか。

①過年度納付が可能な市区町村の紙台帳に納付の記録があること

②過年度納付が可能な期間内のみ納付の記録があること

市町村の紙台帳

国民年金 保険料検認記録

記 号		番 号																			
遡年度納付記録				36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53
定 額				12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
付 加																					
免 除																					
未 納																					
年度	記 号	番 号	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	☐ 追 納 期 間 ☐ 未 納 期 間 53. 456. 789. 未 納付						
54	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
55	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
56	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
57	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
58	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
59	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
60	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
61	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
62	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
63	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
64	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
65	記 号	番 号	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3							
還 付	還 付 期 間	金 額	起 理 月 日	支 払 月 日	法 定 免 除	始 期	入 力 年 月	終 期	入 力 年 月	理 由											
	・ ~ ・	円				・ ~ ・					1. 障害年金										
	・ ~ ・	円				・ ~ ・					2. 生活扶助										
	・ ~ ・	円				・ ~ ・					3. その他										

コンピュータ記録

国 年

被 保 険 者 記 録 照 会 (納 付 II)

画 面 2

選 択

届 書 コー ト 050 大 区 分 小 区 分

操 作 番 号 2

001/002

01 照 会 区 分 04 02 基 礎 年 金 番 号

生 年 月 日 昭 一

性 別

氏 名

納 付 記 録 II

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
昭 36	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 37	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 38	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 39	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 40	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 41	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 42	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 43	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 44	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 45	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 46	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 47	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
昭 48	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 49	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

年 度	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
昭 50	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 51	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 52	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 53	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 54	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 55	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 56	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 57	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 58	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 59	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 60	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 61	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 62	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
昭 63	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A

市町村の紙台帳と不一致

NH01 処理は正常に終了しました